

令和6年度 大店立地法 第5条1項(新設)の届出状況データベース

注1) データが複数ある項目(小売業者名、開店時刻等)については、スペースの都合上提出内容の一部のみ掲載しているため、実際の公告とは異なる場合がある。

注2) 当初の提出内容を記載し、その変更がある場合は併記はしない。

注3) ①施設の有無に関する項目は、①第一低層居住専用地域、②第二低層居住専用地域、③第一中高層居住専用地域、④第二中高層居住専用地域、⑤第一低層商業地、⑥第二低層商業地、⑦準工業地域、⑧近隣商業地域、⑨商業地域、⑩準工業地域⑪工業専用地域、⑫市街化調整区域、⑬その他(白地地域、決定済、指定なし)などを示す。

[illegible]